

娯楽減税会 会員規約

第1章 総則

(名称)

第1条 当会は娯楽減税会と称し、事務局を代表者自宅におきます。

(目的)

第2条 当会は、趣味・娯楽・教養を通し、全国の減税活動の情報を共有し、規制廃止と全ての減税に賛成かつ全ての増税に反対する人一人一人が豊かで自由で楽しい住みよい地域づくりに貢献することを目的とします。

(事業)

第3条 当会は、前条の目的を達成するため必要な各種事業を行います。

(会員登録)

第4条 当会においては、会員登録希望者が本規約に同意の上、当会の定める方法によって会員登録を申請し、当会がこれを承認することによって、会員登録が完了するものとします。当会は、会員登録の申請者に以下の事由があると判断した場合、会員登録の申請の承認をしないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。

- 1会員登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合
- 2本規約に違反したことがある者からの申請である場合
- 3その他、当会が会員登録を相当でないと判断した場合

(禁止行為)

第5条 当会は、禁止事項を設けます。

- 1特定の政党等を支持する政治活動
- 2宗教活動
- 3活動が特定の利益につながる活動
- 4法令又は公序良俗に違反する行為
- 5犯罪行為に関連する行為
- 6当会によって得られた情報を、本会の事前の承諾なく、会員以外に共有する行為
- 7他の会員に関する個人情報等を収集または蓄積する行為
- 8他の会員またはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- 9本会が承諾しない活動上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
- 10面識のない異性との出会いを目的とした行為
- 11当会の活動上に関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- 12その他、本会が不適切と判断する行為

(利用制限および登録抹消)

第6条 当会は、会員が以下のいずれかに該当する場合には、事前の通告なく、会員に対して、当会の全部もしくは一部の活動を制限し、または会員としての登録を抹消することができるものとします。

- 1本規約のいずれかの条項に違反した場合
- 2登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
- 3料金等の支払債務の不履行があった場合
- 4その他、当会が適当でないと判断した場合

当会は、本条に基づき当会が行った行為により会員に生じた損害について、一切の責任を負いません。

(退会)

第7条 当会は、会員登録退会希望者が本規約に同意の上、当会の定める方法によって会員登録退会を申請し、当会がこれを承認することによって、会員登録退会が完了するものとします。

(保証の認否および免責事項)

第8条 当会は、活動に事実上または法律上の瑕疵がないことを明示的にも黙示的にも保証していません。

当会は、当会の過失(重過失を除く。)による不法行為により会員に生じた損害のうち特別な事情から生じた損害(当会または会員が損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含む)について一切の責任を負いません。

当会は、活動に関して、会員と他の会員または第三者との間において生じた連絡または紛争等について一切責任を負いません。

(会員規約の変更)

第9条 当会は、必要と判断した場合には、会員に通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとします。なお、本規約の変更後、当会の活動を開始した場合には、当該会員は変更後の規約に同意したものとみなします。

(個人情報の取り扱い)

第10条 当会は、取得する個人情報については、当会「プライバシーポリシー」に従い適切に取り扱うものとします。

(通知または連絡)

第11条 会員と当会との間の通知または連絡は、当会の定める方法によって行うものとします。当会は、会員から、当会が別途定める方式に従った変更届がない限り、現在登録されている連絡先が有効なものとみなして当該連絡先へ通知または連絡を行い、これらは、発信時に会員へ到達したものとみなします。

(準拠法・裁判管轄)

第12条 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。当会の活動に関して紛争が生じた場合には、当会の事務局所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。